

(特別養護老人ホーム)

提供サービスの種類	特別養護老人ホーム
開設者名称	新冠町
事業所名称	新冠町立特別養護老人ホーム恵寿荘
事業所所在地	〒059-2402 新冠郡新冠町字中央町5番地の36
事業所電話番号	0146-47-2355
F A X 番 号	0146-47-2344
管 理 者 名	所長 竹内 修
窓 口 担 当 者 名	生活相談員 高城 茜
職 員 数	38名
定 員	70名
開設曜日及び開設時間	窓口 月曜日～金曜日(祝日、12月31日～1月5日まで休み) 施設 午前9時から午後9時
事業所の特徴(PR)	居室は、2名及び4名の多床室を完備。緊急通報システム、スプリンクラーも設置されています。 入浴設備は、一般浴と車椅子でも入浴できるリフト浴、寝たきりでも入浴できる特殊浴室を完備しています。 また、町内在宅で入浴困難な方の無料入浴サービスを行っています。(利用時間、曜日に限定あり。)
利 用 料 金	別紙のとおり。
ホームページ	

恵寿荘 利用料金のめやす

【多床室】

① 介護サービス費用

区分	単価／日	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	小計	利用日数	合計
要介護1	573	18	4	16	611	31	18,941
要介護2	641	18	4	16	679	31	21,049
要介護3	712	18	4	16	750	31	23,250
要介護4	780	18	4	16	818	31	25,358
要介護5	847	18	4	16	885	31	27,435

② 食費、居住費

所得段階	食費／日	居住費／日	小計	利用日数	合計
第1段階	300	0	300	31	9,300
第2段階	390	370	760	31	23,560
第3段階	650	370	1,020	31	31,620
第4段階	1,392	855	2,247	31	69,657

【その他】

* 入院及び帰省等により施設外にて外泊される場合は外出加算として1日246円を1か月に6日を限度として負担して頂きます。(1回の入院及び帰省等に月をまたがった場合においては最高12日間が限度となります。)

* 新たに入所された日から30日間及び30日を超える入院をされた場合において、退院後 30日間については、様々な支援が必要となることから初期加算として1日30円を負担して頂きます。

* 利用者の送迎に係る費用

利用者の通院や入院時の送迎サービスを行います。

町外(町内走行分は除く) 1キロ当り 20円

* 貴重品管理サービスとして1か月当り1,000円

* 日常生活品の購入代金として1日当り70円

※ ① と ② を足した金額が利用料金となります。

例) 要介護3で第2段階の方が利用した場合(31日計算)

$$23,250 + 23,560 = \underline{\underline{46,810 \text{ 円}}}$$

* 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。